

令和 6 年 3 月 28 日 環地温発第 24032822 号

浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における
計画策定事業）実施要領

第 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け環地温発第 1404013 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、同条第 1 項第四号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献できるよう、浮体式洋上風力発電によってエネルギーの地産地消を目指す地域において、一定の設備利用率や面積等が確保されること、浮体の係留索や設置に適した海底地形・海象条件等との適合性、周辺地域を含めた需要先とのアクセス性、環境保全の確保など、将来の導入に向けた調査検討及び導入計画策定を行う事業を対象とする。

（2）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要となる必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設・設備等の撤去費
- ク 他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ケ その他、事業の実施に関連性のない経費

（3）維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(4) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、策定した計画の実施状況等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

第3 収益納付

交付要綱第9条第十三号の規定により環境大臣が事業報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、補助事業者は、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間について、以下の算出式による収益納付額を国に納付すること。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

(注1) 相当の収益が生じた場合は、収益額－控除額>0の場合とする。

(注2) 収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとする。

(注3) 関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができる。

(注4) 補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とする。

(注5) 収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、納付を求めることにより補助目的の阻害となる可能性もあるため、必要に応じて納付の猶予や免除を行うことができる。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式（浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業）実施要領の事業報告書の作成例）

令和〇年度浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業）実施要領の事業報告書

令和〇年〇月〇日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

〇〇〇事業

2. 事業の概要

【補助事業で確立した計画等の概要を記入する。】

3. 事業の実績

4・浮体式洋上風力の導入に向けた取組の実施状況

【計画策定後、計画からの進捗、事業実施の見込みなど具体的に記入する】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入する。】

6. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における他の地域等への波及効果や本報告を行う事業者における同様の計画策定に関する状況を、できるだけ具体的に記入する。】

【用紙は日本産業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】